

議題（3）

輸送の安全の確保に関する命令の発出について

内航海運業法に基づく輸送の安全の確保に関する命令について

- ✓ 国土交通省が、内航海運事業者A社に対して内航海運業法第25条の規定に基づく立入検査を実施したところ、運航計画を作成・改定するにあたり、船舶所有者であるB社からの意見を十分に反映しておらず、内航海運業法第12条※に基づく船員の過労を防止するために必要な措置を講じていないことを確認。
- ✓ このため、国土交通省より内航海運事業者A社に対して内航海運業法第20条の規定に基づき、輸送の安全の確保に関する命令を発出。

概要

1. 命令発出年月日

令和5年1月25日（水）

2. 命令等の内容

下記①～②に係る措置について、令和5年3月11日までに文書にて報告すること。

- ① 本船の船舶所有者から意見聴取を行い、その意見を十分に考慮した上で、本船船員の労働時間が法令で定めた上限を超過しないことが確実となるよう運航計画を作成し、労働時間の限度の超過を解消すること。

- ② 運航計画の作成にあたっては、十分な時間的余裕を確保した上で、船舶所有者に対し、書面やメール等により船員の労働時間の確認を行い、船舶所有者からの回答についても書面やメール等、後から確認できるよう記録に残すこと。

3. 違反等の概要

令和4年7月14日に関東運輸局が内航海運業法第25条の規定に基づく立入検査を実施したところ、運航計画を作成・改定するにあたり、船舶所有者からの意見を十分に反映しておらず、内航海運業法第12条及び安全管理規程第21条に基づく船員の過労を防止するために必要な措置を講じていないことが確認された。

(※参考)内航海運業法第12条

内航運送をする内航海運業者は、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画(運航日程その他の船舶の運航に係る事項に関する計画をいう。第二十条第一項において同じ。)の作成その他の船員の過労を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 内航運送をする内航海運業者は、前項の措置を講ずるに当たっては、船員法(昭和二十二年法律第百号)第六十七条の二第四項の規定による船舶所有者の意見を尊重しなければならない。